

地震保険と当社

地震保険制度発足の経緯・変遷

わが国は世界的にも「地震国」といわれていますが、地震災害はその発生が不確実であることや巨大地震の場合には甚大な被害をもたらすことから、通常では保険としては成立しにくいものと考えられていました。そのため長年にわたり、地震保険制度について研究、論議されてきましたが、実現には至りませんでした。

しかし、1964年6月の新潟地震を契機に実現に向けての気運が高まり、政府と損害保険業界で保険制度を検討した結果、1966年5月に「地震保険に関する法律」が制定され、この法律に基づいて家計地震保険（注）制度が発足し、当時の損害保険会社20社の出資で、当社が設立されました。

（注）損害保険では、家庭の様々な危険に対処するために個人が加入する保険を「家計分野の保険」とし、企業が加入する保険を「企業分野の保険」として区別しています。地震保険に関しても個人が加入する保険を「家計地震保険」と呼び、企業向け地震保険とは商品内容が異なります。「地震保険に関する法律」は家計地震保険を対象として制定されています。

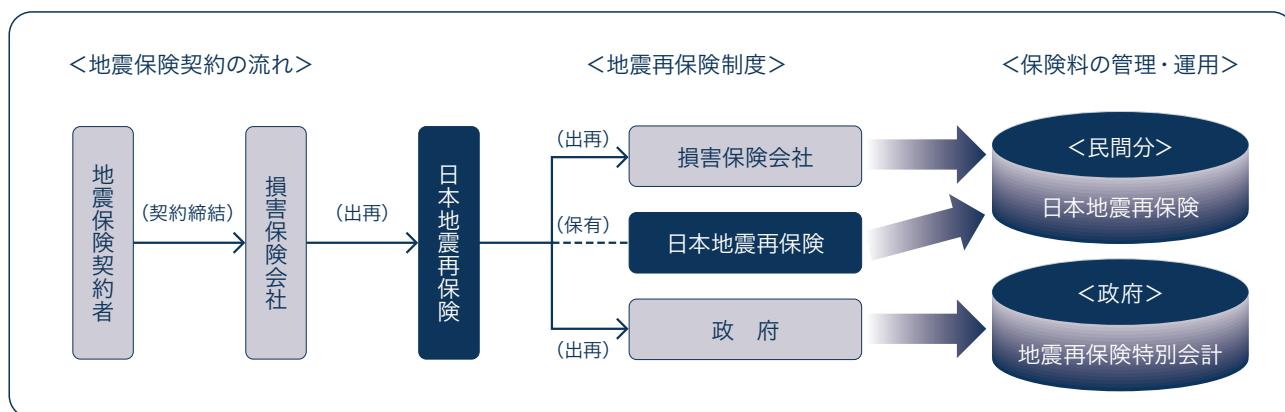
＜家計地震保険制度の変遷＞

- 1966年 「地震保険に関する法律」制定、地震保険制度発足（全損のみ補償）
- 1980年 補償範囲の拡大（全損に加え、半損も補償）
- 1991年 補償範囲の拡大（全損・半損に加え、一部損も補償）
- 1996年 家財の補償内容の改善、契約金額の限度引上げ
- 2001年 保険料一部引下げ、建物の耐震性能に応じた割引制度導入
- 2007年 保険料改定（算出手法の全面的な見直し）、割引制度拡充
- 2014年 保険料改定（震源モデルの見直し等）、割引率拡大
- 2017年 保険料改定（震源モデルの見直し等）、損害区分の4区分化
- 2019年 保険料改定（震源モデルの見直し等）、長期係数の改定
- 2021年 保険料改定（震源モデルの見直し等）、長期係数の改定
- 2022年 保険料改定（震源モデルの見直し等）、長期係数の改定

会社の特色

家計地震保険は、ご契約者に確実に保険金を支払えるように政府、損害保険会社、当社の三者で再保険制度（いわばセーフティネット）を組んでいます。またご契約者からお預かりした保険料は損害保険会社から切り離し、政府と当社で管理し、運用しています。

当社はこのように再保険制度の中心にあって、政府、損害保険会社との再保険手続きを行うとともに、ご契約者からお預かりした保険料の管理・運用を行う日本で唯一の家計地震保険の再保険会社です。



→ 詳細につきましてはP38の「再保険のしくみ」、P81の「用語の解説」をご覧ください。

地震保険制度の概要

地震保険制度は「地震保険に関する法律」により、以下のとおり定められ運営されています。

1. 制度の趣旨	保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もって地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。 (地震保険法第1条)
2. 対象危険	地震・噴火又はこれらによる津波（以下、「地震等」という。）を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害 (地震保険法第2条) (注) 72時間以内に生じた2以上の地震等は、一括して1回の地震等とみなす（但し、被災地域が全く重複しない場合はこの限りでない）。 (地震保険法第3条)
3. 対象物件	住宅（店舗と併用のものを含む）、家財（1個30万円を超える貴石等の贅沢品を除く） (地震保険法第2条、地震保険法施行規則第1条)
4. 契約方法	火災保険契約に附帯（地震保険単独は不可） (地震保険法第2条) (注) 火災保険契約に原則自動附帯（選択により附帯を外すことも可）
5. 付保割合	火災保険金額の30%～50%の範囲 (地震保険法第2条)
6. 保険金額限度額	住宅5,000万円、家財1,000万円 (地震保険法施行令第2条)
7. 損害査定区分	全損（建物→主要構造部損害割合50%以上）：保険金額の全額 大半損（同40%以上50%未満）：同60% 小半損（同20%以上40%未満）：同30% 一部損（同3%以上20%未満）：同5% (地震保険法施行令第1条)
8. 加入制限	大規模地震対策特別措置法に基づく「警戒宣言」が発せられたときは、同法に基づき「地震防災対策強化地域」として指定された地域内に所在する保険の目的について、地震保険契約を締結することができない。 (地震保険法第4条の2) (注) 現在、東海地震についてのみ地域指定がなされている。
9. 保険料	保険料率は、収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならない（＝利潤を含まない→ノーロス・ノープロフィットの原則）。 (地震保険法第5条) 保険料率は、危険度に応じて、地域別（都道府県）・構造別（主に木造・主に非木造）に設定。 耐震性能に応じた割引あり。
10. 政府再保険	・政府は、地震保険契約によって保険会社等が負う保険責任を再保険する保険会社等を相手方として、再保険契約を締結することができる。 ・政府と民間損害保険会社（再保険会社）の再保険契約においては、「1回の地震等」当たりの官民保険責任額を定める。また、支払保険金総額が政令で定める一定額に達するまでは全額民間負担とし、一定額を超えると政令で定める割合で官民それぞれ負担するように定める（政府保険責任額については国会の議決を得る）。 (地震保険法第3条) (注) 現在、3層構造（レイヤー）で官民保険責任額を定めている。
11. 総支払限度額	支払保険金総額が政令で定める一定額を超える場合には、同額の範囲内に支払保険金総額が収まるように支払保険金を同じ割合で削減することができる。 (地震保険法第4条、地震保険法施行令第4条) (注) 総支払限度額は関東大震災級地震再来を前提として算出。

→ 詳細につきましてはP31からの「地震保険と再保険のしくみ」をご覧ください。

大震災への対応

当社では、迅速な再保険金支払いを最大の使命と考え、統括部門において震災対策を一元管理し、大震災に備えた態勢を整備しています。また、担当役員の諮問機関として組織横断的に震災対策委員会を常設し、震災対策に関する諸課題に対する様々な提言を行う等、全社を挙げた取り組みをしています。

大震災が発生した場合には、速やかに震災対策本部を設置し、迅速かつ効率的な業務復旧に努め、再保険金支払い等の対策を実施します。また、大震災の際、再保険金支払いに支障のないよう流動性(換金性)、安全性に細心の注意を払って、積み立てている資産を管理・運用しています。

■震災対策

当社では、首都直下地震に備え実効性のある事業継続マネジメント(BCM)の強化を最重要課題として取り組み、毎年度震災対策演習計画に基づき、在宅演習を含む各部門別演習及び前年度の演習時に顕在化した課題等の対応を実施しています。

2025年度の主な演習

<全社でのメール指示によるインバスケット演習>

被災想定地震を首都直下地震として状況を記載したメールを対象者に送付し、限られた時間や態勢の中で業務の優先順位等を判断しながらアクションを考えて返信する演習を全社的に実施しました。突発的かつ時間制限のある中で一人ひとりの自律的な判断力と初動対応力の向上を図りました。

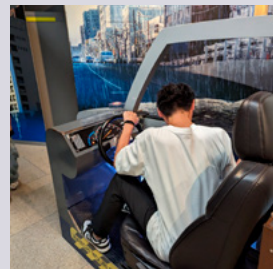
また、演習後には各自の回答や課題等をとりまとめ、社内内で共有する振り返りを行いました。他の社員の考え方や気づきを共有し合うことで、大規模地震発生時の対応についての理解を深め、全社的な有事態勢のさらなる強化に繋がっています。

<徒歩帰宅演習>

首都直下地震等の発生を想定し、会社から自宅まで、平時の通勤時の服装・履物で徒歩帰宅する演習を実施しました。実際の通勤服やPC携行による身体への負担、靴擦れなど、防災時に徒歩で帰宅する場合の具体的な課題を把握することで、防災意識の向上と実践的な対応力の強化を図りました。

<防災館体験ツアー参加>

本所防災館が実施する体験コースに参加し、地震や火災(煙)、暴風雨、都市型水害といった想定される自然災害の模擬体験を行いました。インストラクターによる実演や解説のもと、大きな揺れや視界不良、浸水等の危険を自ら体感することで、マニュアルだけでは理解が難しい「命を守る行動」や避難の必要性について理解を深め、初動対応力および危機意識の向上を図りました。



■換金性の高い資産による運用

当社は、首都直下地震が発生した際などには巨額の再保険金を短期間に支払う必要に迫られます。このため、責任に見合う運用資産は常に流動性の高い国債等の高格付けの債券を中心に安全に運用しています。また、換金時の価格変動リスクを軽減するため、債券は短期債・中期債を中心に運用しています。

■震災への備え

当社は、本社内に気象庁提供の緊急地震速報を受信する端末を設置し、来訪者、役員及び社員の身の安全の確保に役立てています。また、本社内の事務設備・機器等を固定するなどの耐震化を進めています。就業時間中に被災した場合は、東京都の帰宅困難者対策条例に従い、オフィスに留まるための飲料水や食料品、日用品等を備蓄しています。